第 3 節　教育機関における知的財産教育の支援

1. 知的財産教育用教材を用いた支援

(1) 知的財産教育用教材の整備及び提供

知的財産権に関する正しい知識と基礎実務の習得を目的として、高等学校（専門科）・高等専門学校・大学を対象に、産業財産権標準テキストを作成している。また、知的財産を尊重する意識を学校教育段階から醸成するため、小学校、中学校、高等学校の各々の教育段階に合わせて知的財産教育用副読本を作成している。これらのテキストは、希望する学校へ無償で提供している。

上記事業は 1998 年度から実施し、2007 年 1 月からは情報・研修館（INPIT）が事業を実施している。

【産業財産権標準テキスト作成の歴史】

1998 年-

1999 年-

2000年-

2000 年-

2005 年-

【知的財産教育用副読本及びその他テキストの作成の歴史】

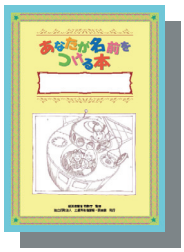

1998 年 -

1999 年-

1999 年 -

2000 年-

2009 年-

(2) 知的財産教育セミナー

上記テキスト・副読本といった教材を使って、小学校から大学までの児童・生徒・学生や教職員向けのセミナー等を、各経済産業局を通じて全国各地で開催し、知的財産マインドの醸成、啓発、教育支援を図っている。

(3) 知的財産教育の支援と普及に関する調査研究

工業・商業・農業・水産高校及び高等専門学校を対象に、上記産業財産権標準テキストを活用し、学校教育の中で知的財産教育の実践を行い、その取組を事例集として取りまとめ、工業・商業・農業・水産高校及び高等専門学校等へ提供している（知的財産教育の推進協力校事業)。

上記事業は2000年度から実施（2007年度までは、実験協力校事業として実施）し、2007年1月からはINPITが事業を実施している。

なお、2009年3月に公示された高等学校学習指導要領において、「工業技術基礎」の科目では「知的財産権についても扱うこと」、「商品開発」の科目においては「商標権、意匠権及び著作権の意義と概要を扱うこと」、「知的財産権を取得する方法を扱うこと」と記載される等、多くの教科・科目で知的財産が取り入れられることとなった。

2. 出願を経験する機会の提供

(1) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生及び大学生の知的財産に対する意識の醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的に、文部科学省、特許庁、日本弁理士会及びINPITが主催となり開催している。

コンテストに応募された発明又は創作の中から、出願支援対象として選考された発明・デザインについては、発明者・創作者である学生等が特許権・意匠権の取得を目指して出願を行うことになる。その際、学生等は、出願から権利取得までの過程において、以下の支援を主催者側から受けることができる。

・弁理士による無料アドバイス
・特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1-3年分）／意匠登録料（第1年分）の提供

パテントコンテストは2002年度から始まり、2010年4月時点で、応募総数1,302件の中から95件が特許出願支援の対象となり、そのうち50件が特許として登録されている。デザインパテントコンテストは、2008年度に試行的に実施し、2009年度から本格実施となった。2010年4月時点で、応募総数109件の中から46件が意匠登録出願支援の対象となり、そのうち18件が意匠として登録されている。

(2) 中学生ものづくり知的財産報告書コンテスト

中学校教育の中での知的財産の啓発を推進するため、知的財産教育セミナーの一環として、中学校教員向けに知的財産に関する研修を行っている。さらに、当該研修の成果を中学校の学校教育に反映させ、ものづくりを通して他人の知的財産を尊重することを中学生に理解させることを目的として、2007年度からコンテストを実施している。

2008年度及び2009年度は、「ロボットアイデアチャレンジ」と題し、中学校の「技術・

家庭」教科やクラブ活動で製作したロボットに対し、その成果（独自に工夫した点）をまとめた報告書を審査書類としてコンテストを行い、優秀な報告書を提出したチームには、賞が与えられた。